

# 『教育データの利活用と学習者用コンピュータ 活用のルール』

令和6年6月

草津市教育委員会



## ■教育データの利活用の目的について

### 目的

全ての児童生徒一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援を可能にすること

### 【具体的なイメージ例】

・児童生徒…これまでの自分の学びを振り返ったり、学びを広げたり、伝えたりすることが可能になります。

・先生…教育データをもとに、よりきめ細かい指導や支援が可能となります。

・保護者…子どもの学校での様子を確認する等の学校との連携が容易となります。

## ■学習者用コンピュータ 活用のルール

学習者用コンピュータは便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのために、草津市教育委員会では、『学習者用コンピュータ 活用のルール』を決めています。みんなでルールを守り、「安心・安全・快適」にコンピュータを活用しましょう。

### 1 目的

○学校で貸し出す学習者用コンピュータは、学習活動のために使用します。

### 2 活用する場面

○学校以外では使いません。

○校長先生が認めた場合は、学校以外の場所でも使うことができます。

### 3 本体の取り扱いについて

- 一度貸与された学習者用コンピュータは、卒業まで持ち上がって使用します。修理等で一旦使用不可能となった場合は、別のコンピュータと交換します。
- 自分の学習者用コンピュータを他人に貸したり、使わせたりしません。また、他人の学習者用コンピュータを借りてはいけません。
- 落としてこわさないように十分に気をつけます。
- 持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。
- 湿気の多いところや水にぬれてしまいそうなところでは使いません。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- 指で触れる、または、専用ペンを使います。えんぴつやペンで触れたり、落書きしたり、磁石を近づけるなどは絶対にしません。

### 4 学校で使う場合

- 学校で学習者用コンピュータを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- 休み時間や放課後に使うときも、先生が認めたこと以外には使いません。
- 校長先生が認めた上で、学校以外の場所で使う場合は、次のことに気を付けて使います。
  - ・持ち運んでいるときは、学習者用コンピュータをカバンから出しません。
  - ・使う場所や時間は、先生や大人の言う通りにします。
  - ・なくしたり、ぬすまれたりしないように十分に気をつけます。

### 5 家庭で使う場合

- 家庭に持ち帰って使う場合は、次のことに気を付けて使います。
  - ・校長先生が認めた場合、持ち帰ることができます。
  - ・使う時間や使い方は家の人と十分に話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
  - ・特に、学校で使う場合はインターネットに制限をかけていますが、家庭で使う場合に

アクセスできる範囲は、家庭のインターネット契約によって変わります。これについても、家の人とよく話し合しましょう。

・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくる時は、自宅で十分に充電しておきます。

・学習者用コンピュータと自宅のスマートフォン、タブレット端末、コンピュータ等とは接続しません。

## 6 保管

○学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。

○家庭で保管するときは、安全なところに保管します。

## 7 健康のために

○学習者用コンピュータを使うときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。

○30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

○就寝する30分前には片づけます。

## 8 安全で適切な活用について

○自分のアカウントやパスワードは、どんなときでも人に教えません。また、他人のアカウントやパスワードを聞いてもいけません。

○保存してある他人のデータを操作しません。

○相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

○カメラ機能を使うときは、次のことに気を付けます。

・先生が許可したとき以外でカメラは使いません。

・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

○学校の学習者用コンピュータで作成したデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、先生が許可したものだけ保存します。

○先生や修理する人が操作しにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの学習者用コンピュータの設定は、勝手に変えません。

○インターネットの閲覧には制限をかけていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに学習者用コンピュータを閉じて画面を見えないようにして、先生や家の人などの大人に知らせます。サイトを閉じようとするなど自分で何とかしようとしたり、他の子に見せたりしません。



## 9 個人情報や著作権・肖像権について

○自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネット上に掲載する（サイトの中で個人情報を入力したり、地図や写真などをアップロードしたりする）ことは、絶対にしません。

○許可なく音声、画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしません。

## 10 不具合や故障

○学校で、学習者用コンピュータ本体やインターネットが使えなくなったときは、再起動します。それでも元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。

○家庭でこわれたりなくしたりしたときは、学校に電話します。

対応可能時間は、平日の8時半～16時半です。

○万が一、紛失したり故意に破損させたりした場合は、修理等にかかった費用について家庭に負担をお願いします。

## 11 使用の制限

○『学習者用コンピュータ 活用のルール』（草津市教育委員会）が守れないときは、学習者用コンピュータを使うことができなくなります。

